

天孫は即このやまどに宮敷まさんといふなり此次に大名持の御子
 たちを同じやまどの國の所々にまさせて御孫命の近き守と貢置て
 と有を合せ見るべしこは右のいはれをいひて且後の天皇の御嗣
 や此やまどに宮敷まさん前つ祥ともきこゆるが如く書しは妙なる
 文といふべしとあり後釋に靜坐牟はしづまりまさむにて大官造り
 して今より住給えん事をいふなり然るを考にしづめまさむと訓れ
 たるはわたらず靜むるは是までの事にこそあれこは既にしづま
 りたるうへあれば然いふべきにわらずここの文は皇御孫命波大倭
 國爾靜坐牟止申天と有べきをいささか詞のいひさま違へり其故は
 是は大名持命の出雲國にて申給ふ語なるに靜坐牟大倭國止申天と
 いひてはすはち其大倭國にて申給ふ語となればなり故思ふに大名
 持命の語にてはかなとざれどもこは後に國造の倭京に参りて其倭
 に在て奏す詞なればおのづからかく申せるにもあるべしそはたど

へば此大倭國を皇御孫命の靜坐む大倭國と申してといふ意なりと
 ありこれによりて考ふるに訓のしづめまさんよりもしづまりま
 んとなすかた穩かなりまたその理由も後釋の説を可とす○己命和
 魂乎八咫鏡爾取託天 大穴持命の和魂を八咫鏡に取り託けてとい
 ふ意命は考に國造が言なりといはれたりさるを後釋に大名持神の
 御事は國造ならずともなごか奪みて命といはざらむ國造が言なり
 とあるはいかなる意ぞやとある如くとりわけて言ひたる言にあら
 ずかし上の己命見天夷鳥命とある文と同じかるべし託は史傳に付
 の意にて其和魂を此鏡に寄憑玉へるよしなり講義に字誓に託は依
 憑也と見ゆとあればつくること著し八咫鏡云云考に古事記に有光
 海依來之神云云吾者伊都岐奉于倭之青垣山上此者坐御諸山上神也
 神代紀に大已貴問曰云云汝是吾之幸魂奇魂今欲何處住耶對曰吾欲
 住於日本之三輪山故即營宮彼處使就而居此大三輪之神也といへり

今異なることもあれどもその凡同ト事に落ちたりとあるを考ふべし○倭大物主櫛瓊玉命登名乎稱天 倭の大物主神櫛瓊玉命と名を稱へてといふ意考に奇大魂ちふ言にて即和魂なり瓊は借字にて大なることをいふ瓊衆瓊蜂などのみかに同トとあり後釋に大物主と申すト三輪に限りたる御名なり大名持命の一名にはあらず櫛瓊玉命も三輪に鎮坐御魂を稱たる御名にて同トことぞ瓊は伊加と同トくて殿く健きよし也凡て神名人名に加美といふみな同ト大なる意にはあらずとありされば威稜のあるをいふなるべし○大御和乃神奈備爾坐 大三輪の神社に坐すといふ意考に神なびちふ言心得がたきを此ほどおもふに神の毛理ちふ言あり毛理の約美なれば神奈美といふぞ本なるを美と備は常に通しいへり萬葉に毛理ちふ事に神社とも書しかばこども三輪の神社ちふ意となりぬされども今京かのかたの哥に神なびのもりとよみしかば言重りぬとれもふ人

あるべけれどもあへ萬葉に神なび山の哥の二十首餘りあれど神なびのもりとよめるはすべてなし今の京こなたには物の實を忘れてただ歌をつくらんとして違ふこと多ければ論にたらずとあり後釋に神なびのもりといふこと今京となりてのころは神なびは地名となれるうへなればその森といえんひがことにはあらず萬葉の頭すら既に神なび山とて地名の如くなりしをやと見ゆたりさすれば神は稱名にて奈備之森なり此森に社或は神社を充つるト神のまします所は樹木の多く茂りて森となり居るより神社をもりとよまれたるならんともかくも神の鎮り坐せる地を神奈備とはいひたるなるべしさるを講義に神並の義也神代紀に宣領八十萬神永爲天孫奉護とある如く山にもあれ社にもあれ神の鎮り坐す所には其支神も共に侍ひ坐す故に然云りと聞ゆといはれたるはいかならん飛び離れたるト考なり坐は考にマサセとよませたり後釋にマセとよみた

りこれマサセの意なるべし○己命乃御子阿遲須岐高孫根乃命乃御
 魂乎葛木乃鴨能神奈備爾坐 大穴持命の御子阿遲須岐高孫根の命
 の御魂を葛木の鴨の神社に坐すといふ意考に此大神の事は紀に見
 えて明らかなり此社は葛木山の南東の麓の鴨らふ所に有て他より
 高き所なれば高鴨の社ともいふなり今本この坐の下に須の字あ
 るは上の御魂乎の辭に違へば今除けり此文にはことに落字も衍字
 も多きなりと見えたり後釋に御子といふは次々三柱にわたれり坐
 字前後共に四みな麻勢と訓べし書紀の訓に多く見えたり今坐をつ
 づめたる言なり神名帳に大和國城上郡大神大物主神社名神大月次
相管新管
 葛上郡高鴨阿治須託彥根命神社四座並名神大月次
次相管新管と見えたりこれら
 と考に供ふべし○事代主命能御魂乎字奈提爾坐、事代主命の御魂
 を雲梯の神社にまさすといふ意考にかく言を連ねいへる中には是の
 み違ひては文をなさす仍て乃神奈備らふ四字を補つとあれバ補ふ

方とよろしとす扱同書に字奈提らふ所は高市郡畝火山の西北に今
 も雲梯村といふありそこなるべし和名抄に同郡雲梯字名氏とありか
 くて事代主の神社は高市葛城二所に在天武天皇紀に此大神高市郡
 の大領に依まして吾者高市社所居名事代主神云云と告給ひ式の高
 市郡に高市御縣坐鴨事代主神社大月次
新管と見ゆ又同式の葛上郡に鴨
 都波八重事代主命神社二座名神大月並
大管新管とて今もあり社も大なりこ
 こは右の高市郡の神社をいふと見えたりさて萬葉二十不想乎想常云
 者眞鳥住卯名手乃杜之神思將御知とよめると古へいと神稜威おと
 しまして崇みし神社と聞ゆるを今もその雲梯の社は國人も定かに
 おぼえず成にけり猶よく問も考もすべしとありたり久保茲季氏は
 かくいはれさ後釋また記傳史傳にも云れたるは共に然らずと牟
 佐神社の禰宜宮道君某の文安三年に書る和州五郡神社大略注解と
 いふものに雲梯神社と擧げて高市御縣坐鴨事代主神社を此社とし

在雲梯村神森といひ社家は事代主神とせりといはれきたる講義にも氏と同じ考を有し居れば必ず雲梯にまします神は事代主神たること著しきなり故にこれを是とす○賀夜奈流美命乃御魂乎飛鳥乃神奈備爾坐天 賀夜奈流美命の御魂を飛鳥の神森にまさせてといふ意賀夜奈流美命は後釋に古事記にも書紀にも見えす古事記に鳥鳴海神といふあり大名持命の御子なりこれと同神なるべしと見えたりさるを講義に出雲風土記神門に多伎卿所造天下大神之御子阿陀加夜努志多岐吉比賣命坐之故云多伎とあると同神と聞えたるがそは何神ならむと索隠るに決く下照姫命に坐り中神名帳に大和國高市郡賀夜奈留美命神社ありそれかとねもふに猶然らず彼社は飛鳥神社の別社にてぞあらむといはれたり久保季茲氏は此説まことに然ることあり上にも引る和州五郡神社畧解にかの加夜奈留美命神社を載せて社家者説曰茅鳴身神社高照姫命也と云り高照姫と申は

やがて下照姫なるべき由史傳に見えたるを思ふべしさてかの略解に飛鳥の社を社家者和仁説曰第一杵築大己貴命第二神南備飛鳥三日女神第三上鴨味鉏高彦根命第四下鴨八重事代主神とあり神南備飛鳥三日女神は同書に愚案天照大日靈尊之隱號乎と云れど此は推當の考にて實には加夜奈流美命亦名下照姫なるべし然らば此飛鳥神社はもと此神を主と祭りけむを後に大己貴神高彦根神事代主神をも合せ祀り遂には事代主神を主とすることにはなりけるなるべしかくて別社にまた加夜奈留美神社あるは熊野は櫛御氣野命を祭れるに又別に久志美氣濃神社あると同じ理なるべし三代格に賀夜鳴比賣とあるにて女神なること明なれば事代主神と同神なりとの説は立難くなむといはれたりされば後釋の鳥鳴海神と同神なりとの説は取るを得ず依て講義の説と久保氏の説との下照姫を可とすべきか猶よく考ふべきことにこそあれ飛鳥云云考に此神社之高市郡とい

ひ飛鳥の神なびと有からこと尋るに今は知人なしおもふに飛鳥に名高かりし神奈備の御室の山は即この賀夜奈流美の命の坐つらむその神奈備山も今は知人なし飛鳥の岡の里より西六七町ばかりの所に雷村ちふ有て低き岡のあるを是やいにしへの雷岳ならんと云へり雷岳ハ即神奈備山也さしも音に聞えし神社のかくまどはしくさへなりにしはあさましともあさましやといはれたり後釋に飛鳥の神奈備は神名帳に高市郡飛鳥坐神社四座並名神大月とある此な次相嘗新嘗り此社の古の地は今雷村といふ所にてそのあたりひさき山のありこれ即神奈備山也雷岳といひしも此山なりさるに天長六年三月に神の託宣によりて此社を同郡鳥形山といふに遷されしよし日本紀略に見えたり然れば今の飛鳥社の地は鳥形山にて古の神なびにはあらず神なび山は雷村の山なること疑ひなし然るを世の人これをさだかならざるがごとく思ひ考にもうたがはしげにいはれたる

と今の社の地はかの天長に遷されたる所なることを考へもたらされたる故ぞかしとあるを見れば古今の區別ありて古への飛鳥は神奈備山即ち雷岳あり後の飛鳥は鳥形山なりと定め辨ふべきにやさて此飛鳥神社に主と祀られし神は加夜奈流美命にして事代主神にあらざることは上に述べたるが如しさるに後釋にあがながしくいはれたる説われども據りがたければ取らず唯參考の爲下に擧ぐへし飛鳥神社は事代主神を主と祀れり賀夜奈流美命を祭れる社にはおらず賀夜奈留美命神社と式に同郡に別に有て弘仁十三年の官符にも賀屋鳴比女社とありて飛鳥神の裔神と見えたり又事代主命の神社は此飛鳥の外にも高市郡御縣葛城嶋などにはあれども宇奈提にあることは物に見えたることなし然るをここに事代主命を宇奈提といひ賀夜奈流美命を飛鳥といへるは二方ともに所たがへり故つらく思にこの文は事代主命能御魂乎飛鳥乃神奈備爾坐賀夜奈流

美命能御魂乎宇奈提爾坐天と有けるが中を誤りて飛鳥と宇奈提
 と入まがひたるものなりけり右の如くなるときははいづれもよくか
 なひて二方ともにいささかも疑はしきことなきをやされば宇奈提
 は即式の加夜奈留美命神社にて萬葉に卯名手の杜とよめるも是也
 今の雲梯村のあたりなるべしざるを或説に此社を今栢森村に在と
 いへるはいかがあらむ所たがひておぼゆと見えたり○皇孫命能近
 守神登貢置天 皇孫命の近き守神と貢り置きてといふ意後釋に近
 守とは皇京の同じ大倭の國內なるを以てなりとありさもあるべし
 講義に上に皇御孫命乃靜坐牟大倭國中天と見えたるそは天皇の大
 宮所は大和國に敷玉はんといふ意こは其京城の近守神として大穴
 持命乃和魂及御子神たち三柱の御魂を出雲國より大倭國へ國避の
 今貢置て鎮しめ玉へるものなりとあるを以て此文意をささるること
 を得べし○八百丹杵築宮爾靜坐支 杵築宮に靜り坐しきといふ意

八百丹とは考に多くの土をいひそを杵して築くといひかけたる冠
 辭ありといはれたるは可なり杵築とは後釋に風土記に入東水臣津
 野神之國引給之後所造天下大神之宮將奉豆諸皇神等參築宮處杵築故
 云寸付神龜元年改字杵築と有るにて名のゆるよしは明かまたい
 ふ考に是まで一段なりといえられたりこれ一小段とすべき所にこそ
 ○是爾親神魯伎神魯美命宣久汝穗比命波天皇命能手長大御世乎堅
 石爾常石爾伊波比奉伊賀志乃御世爾佐伎波閉奉登仰賜志次乃隨爾
 ここに親しき皇祖の男神女神の宣ふ汝穗日命之天皇命の長久の
 御世を堅石の如く常石の如く變りなく齋ひ奉り嚴御世に幸へ與
 へ給へと仰せ賜ひし次のままにといふ意考に親の字の上に皇の字
 を加へられたり後釋に補はれたるはわろしとあり平田本には皇の
 字なしこれ無きに從ふべしまた考にかの大名持命の祭之穗日命の
 なすべきものと皇祖神の宣ひしは大名持命を敬祭て且御孫命の御

代をも遠く祈奉らん爲なる事ここにて知らるさて次とは穗日熊野命より國造まで次づといはれたり講義に詔詞解に天皇御子之阿禮坐牟彌繼々爾大八島國所知次止とある下に此詞を引て天穗日命より國造の次々に仕奉るを次と云りとあるに實にさることなり下に天津次とあるも之に同じとあるをもて次といふ辭の解は明かなり

○供齋仕奉氏朝日乃豐榮登爾神乃禮自利臣能禮自登御禱乃神寶獻其久止奏 齋ひ事仕へ奉りて朝日の豐に榮を登る如くに神の禮代臣の禮代と御禱の神寶を獻ると奏すといふ意者に神の禮自利は穗日命よりいや次々の神たちの禮代なり臣乃禮自は國造が禮代なりとあり後釋にこの禮自利は穗日命より始めて次々の出雲氏の神たち又國造の皇朝に獻る禮代なりとあり講義に大國主神國去の時に其禮實の物を天穗日命に託て其大神の皇孫命の大御世を手長の大御世と齋ひ奉り給ふ表に獻り玉へるを天穗日命の復奏したまひし

時に天津朝廷に擎奉りし例に擬ひて其裔乃出雲國造が熊野杵築兩神宮に供奉り其大神等に奉れる神寶を申下して大神の禮實として獻るを以ていふなりこれ敬禮の表に奉る物實を云ことにて神に奉る幣帛を禮代と云も其意味同じ上の如く神の禮自利は大國主の神の此國土を皇孫命に避奉らせ玉ふ表物なるかそれと並べて天穗日命より奉りたまひしは所謂臣の禮自利なるが此二を合せて天夷鳥命より次に其裔孫の國造より御代々々朝廷に神賀吉詞奏す体實は捧け奉れるものと見ゆるなりさてかく神の臣のと重ねて云ふ事は始め大國主神の國去の禮代を天穗日命の返事の禮代として天神の御許に獻り玉へる美たき吉例なるによりて其天津次のまゝに天夷鳥命より以來世々出雲國造等かの兩神宮を伊豆の眞屋に令請奉りて一年の齋をなしつつ御禱の神寶を成し整へて奉れるその出雲臣の獻れる禮代也といへども神の禮代を取持て捧ぐる由なりとある

を以ても此段の狀をささるべし自利は自呂の轉音なり自呂之物代
 又は代物の代と同じく物實にして禮のしるしとして奉る物をいふ
 なり御禱乃云云考にかく申して次々に其獻物をことばとして御賀
 を申すなり文の次第よろしきをおもふべしさてこの獻物の品々は
 日照命の天より持下りし神寶をうつせしにて且かの丹波の見のい
 ひしと詞ねばろくかなふとともあらむ仍てその事も上に引たる
 なりと見えたり○白玉能大御白髮坐 白玉の如く大御白髮の生ふ
 るにいたり給ふまでといふ意後釋に御白髮生給ふまで御命長くま
 しまさむといふのみなりとあり講義に臨時祭式に玉六十八枚とあ
 る細書に赤水精八枚白水精十六枚青石玉冊四枚と言えたる是なり
 とありされば神寶にかけて神賀の詞を申すなり○赤玉能御阿加良
 比坐 赤玉の如く御顔の赤く健にますといふ意考に御病ればしま
 さざるは大御顔の色をたとふ上の水分の祭に赤丹穗に聞食といへ

るにひとじとあり後釋に他の祝詞などに豊明爾明坐とあるも明は
 借字にて同意也あからひはあかりを延たる詞にて赤らむといふに
 同じとありされば顔の赤くなるは身体の健康なればなり故にすこ
 やかなるをわからむとはいひしなるべし○青玉能水江玉及行相爾
 青き玉の瑞愛の玉の行合ひ並びたる如く天下を整ひ治め給ふと
 いふ意考に水江は借字にて稚枝をいふ萬葉三今十 五十葉 枝丹水
 枝指とあるも水は借字也此外わかき事をみづといふは冠辭考にい
 ひつ右に依は江之枝の字を誤にしにも有るべしさてこの意はか
 の式にいへる四十四の青玉を緒に貫連ねたらむ之木の稚枝の如く
 青くみづくしくみゆべし又そをわがねたるをもて行相といひて
 天皇の天下をすべめぐらしてしろしめすにたとへたり云云とあり
 後釋に水は考の説の如し江は借字にて可愛玉也行相とは緒に貫た
 る玉と玉と相並び著たる所をいふ鶺鴒の行相の間をといふと同じた

とへたる意は此玉どもの相つらなりて並び着たるさまのよくとい
 のひて乱れざるが如くに天の下をととのへ治め給ふよしなりとあ
 り考の説少まきこえざれば後釋に従ふべし○明御神登大八島國所
 知食天皇命能手長大御世乎御横刀廣爾誅堅米 明つ御神と大八島
 國を知しめす天皇命の長久の御世を御横刀の廣らに打鍛ひたる如
 く大御身の健にましまして御壽の長く遠く天の下を知しめせとい
 ふ意考にこそ御横刀の威をもて廣誅堅といへる意は聞えたれとい
 ささか言たらず聞ゆとあり後釋に前後に擧たる種々の物一ごと
 にみな能てふ辭あるをここにのみなきと刀の下に其字落たるか又
 廣といふこと大刀にも物遠く打堅めにも似つかはしからざるはい
 かが誤字ならむか誅字もいかなれどこはさても有べしこの詞
 はかにかくに誤字脱字など有べくおぼゆとありかく此二書は誤字
 脱字あらんとて意をとらずさはわれども此處は脱字を補えずんば

意通せずといふ事にもあらざれば強ちに補はずともよかるべしな
 た誤字に於てもさらなり故に講義に臨時祭式に金銀裝横刀一口二
 尺六寸とある是なりこは句上に明御神云云手長の大御世をとある
 長に對へて廣といへるなり楮大刀に入握劍十握劍など云は長さを
 計ていひ又尾羽張など云ふ其鋒の張廣をいふ廣矛など云も
 是に同じければ其横刀の長く廣さを以譬とはせるものなり誅堅を
 御横刀を打鍛ひ堅めたる如く大御身堅かに大座て大御壽の長く遠
 く天下を知しめせとなりとあるを以て此全文のわたかまりなくさ
 こえたりいふ此説に従ふを可とすべし○白御馬能前足爪後足爪踏
 立事波大宮能内外御門柱乎上津石根爾踏堅米下津石根爾踏凝之
 白き御馬の神賀を奏する庭中に引れて行くに前の足の爪後の足の
 爪を立てて踏み行く事と皇居の内重外重の御門御門の柱を踏み堅
 めしむるなりといふ意講義に大宮造の堅固なることを讚申せる其

意味を以て馬の爪して柱根の地を踏堅め凝すを賀たるなりさて上津石根と下津石根と並べたる之の章をなせるなりと雖いふ意は此大地上より地底の際限までもと云ふなりと見ゆるにて明かなり考後釋共に凝立とあり而して後釋に凝立の立字は志の誤りにて小字なるべし其故はこの文は馬の爪して地をふむを以て柱の根を踏堅むるよしにいへるにこそあれ柱を立てる事をいへるにあらず柱立てるは馬爪にあづかることなければ立せいふべきよしなければなり上に柱をとはあれども文の意はただ柱根の地をふみ堅むるよしのみありとありて志字の誤字ならんと平田本には之字に書きてあり按ずるに立にては穩かならず志或は之の字に改めたる方よかむかしまたいふことも禱申せるにて講義に臨時祭式に白眼鬃毛馬一匹あどる此をもて禱申せるなりとあるにて知るべし○振立流事波耳能彌高爾天下乎所知食左奉事志太米振り立る事は馬の耳の彌上

に高き如く天下を知しめさむ事の益々隆盛に赴く下地の顯はれ見ゆるといふ意振立るとは耳の序言にある言ときこゆ考には耳をなりとあり後釋には耳といはざるをやがて次に耳能とある故なりとあるをもても耳といふべきを下に耳能とあればふりたつるといひて暗に響かせしなりされば序とみるべし彌高云云考に大祓に馬を引立るは天地の神たちの耳疾く祓の詞を聞給ふに取こは天皇の天下の事を御耳はやく聞しめすべき物質とせり馬は勝れて耳とさ物なれば也とあり後釋に馬の耳は高く立る物なる故に彌高といふなり大祓詞に高天原爾耳振立とあるも高天原爾千木高知といふと同て高きよしなりさてかの大祓にて神たちの疾く聞給ふ表にいへるをここは疾く聞しめすよしにはあらずただ彌高といはん料のみにて此馬の耳の高さが如くにといへるなりさて天皇の天下しらしめすを彌高にといふは御代のいやますくに隆盛なるよし

なり萬葉に高殿乎高知座而など多くあるも宮殿にかけて盛にしろしめす事をいへるなりとありされば前説は少しきこえざるにより後説によるべし志太米考に志の下に乃の字を加へてしるしのためとよませたりこれとるを得ず講義に爲給へといふ意なりとあれどもよられず獨り後釋に下見えにてその下形の顯えれ見えたるをいふ今世の言にも下地下づくろひなどすべて物の基かねてのまうけを下某また某下といふこと多し下形とは雅言にもいへりさて見えを米といふはつねなりとある説によるべし○白鷗乃生御調能玩物登 白鷗の生きながらの御調の玩物といふ意白鷗は考に是は古へは久久比といひ後世は白鳥といひて水鳥の白き大鳥也然ればこは白き久久比と訓べければ他の色も有をば白き云云といひただ白きのみなるをばしら驚しら雪といふ例なればさよむべからずさらばしらくぐひと訓んも言よろしからず又白の字を捨て久久比

どのみよまむとすればこの文の字を用ゐし例に違へりかくて紀に白鳥とあるも皆この久久比の事とかほしきよし有に後世も是を白鳥と呼て他なければここをしら鳥と訓也そもく鷗字は是にあたらす鷗ぞかなへるなり然れば鷗古の字を用ゐしに依て久久比ちふ名も白鳥をいふにあらずと思ふ人侍れど古き神樂哥にミナトダニグクヒヤツチリトロチナヤといへりこの古布の鳥はただ雌雄をるもの久々比は群をれば八つをりともいひ又トロチナヤは鳥を取る擒なしといふ也古布は食ふべからず玩ぶべからぬ鳥なれば擒して取らむ事を云べからず然ればこの久久比も白鳥をいふこと知るべしとわり後釋に鷗字を本に鷗とあると誤なり考に改めて書れたるよろし此鳥の事すべて考の説の如し但し鷗字は久久比にあたらす鷗字われたりといはれたるは返てたがへり鷗字はすなはち今いふ白鳥にて久久比によくあたり鷗は古布にていまも古布といふ

鳥なり此事昔よりまぎれつること多し和名抄に鷓を於保止利とあ
 るはわたれるを鷓を古布とあるはわたらずとありこれ彼れ此れ補
 ひて見るべし生は考にいくとよまれたり後釋にはいさとよまるこ
 れいさをいふ方穩やかなりさて此物を献ることにつきては考にい
 きながら籠にこめて御玩ひに献る也仍て儀式にも式にも垂軒と註
 せりと見ゆ後釋に式に垂軒と注したる垂字は乗の誤にて輿の如き
 物に乗するをいふ軒は車なれどもこれは輪ありて挽く車にはあら
 じ昇物なるべしさてこの鷓を献ることは本牟智別命の故事に依て
 なりと或人のいへるさもあるべきことなりかの命は垂仁天皇の御
 子にて鷓の事古事記書紀の其御段に見えたりとあれば白鷓の玩び
 物として献ることは知るゝなりまた講義に白鷓は臨時祭式に白鷓
 三盃軒乗とある是なり生御調と生ながら奉ること式に御費五十昇と
 あるそれ別たむ爲に生御調と云るなり玩物は其白鷓の生御調

は御費として奉るならず故ありて御愛翫の料に奉出すことなる故
 にかくは云るなり此白鷓の生御調を奉れると垂仁天皇廿三年御紀
 に湯河板舉献鷓也譽津別命弄是遂鷓得言語とある吉例に依ると云
 も更なるに此時の事を古事記に出雲大神の御心と見え姓氏録に詣
 出雲宇夜江捕貢之とあればよしあることなるべしとあるによりて
 益事と明らかなり○倭文能大御心毛多親爾 倭文の如く大御心も
 鮮に慥にましませといふ意倭文は考に皇朝の上つ代の布にて式の
 ころまでも有りし物なり青筋のある麻布なりけん事など冠辞考に
 くはしくいへりとあり後釋に冠辞考にいはれたるごとく古へのよ
 き布にて筋を織たる物なり志豆とは即ち須遲といふことなるべし
 今いふ鳥織之これを鳥といふは狭間なり然いふ意古のは筋の大
 にあらかりけんを後にはそを細くこまかに織たるも出来てそれを
 分て狭間織といひしが又後には古へのあらかきはすたれてその狭間

織のみひろまれるからつひに筋織の惣名とはなれるべし考に倭文を青筋ある布といはれたれど筋の色は青にはかざるべからずかの釋日本紀に「へるはたま」青筋なるがのこれりしなるべし猶倭文のことは古語拾遺古事記にあるを見て知るべし多親爾は考に多字と必ず誤字なるを其字年を思ひ得がたかりしを今思ふに皇の字を草にかけるを誤れるにて皇親なりけりといはれたり後釋に考に皇親とせられたるはむげに聞えぬことなりといふが如く多親にて「義」かなり後釋に多親爾と親字を假字に用ひたることは例もな
 古事記允恭段の歌にササバニヤウツヤアラレノ、タシダシニ、キ子テ
 ン云云雄略段の歌にタシミタケ、タシニハキ子ズ、出雲風土記島根郡
 手染郷の下に此國者丁寧所造國在詔而故丁寧負給而令人誤手染云
 耳この丁寧もたしにと訓べし然らざれば手染に縁なし萬葉十二に

髓使乎云云などあり多志爾は髓に也さて倭文にいへる意はかの布の筋の鮮に髓に分れどほりたる如くに天皇の大御心たしやかにましませとなりとあるにて知るべしまた同書に多は和の誤にて和親にてナゴヤと訓べき説をいはれたれどいかがに思ふべければとらず○彼方能古川岸此方能古川岸爾生立 古川の彼方の岸此方の岸に生ひ立てるといふ意考に今本に二つながら古川席とあるは聞えず席の字は原を誤れることしるければ岸に改めつとあり後釋に本に彼方の下の能字はなきを今は考の本に加へられたるによれり此方の下に之此字あれば之考に席字を誤として改められたる原もさることなれども猶思ふに岸の誤ならむとぞおぼゆるとあり平田本には右二様加へられつれば此の方しかるべし生立を考にナリイツルとよまれたるときこえずオヒタテルにて可なりさて此處も古川の彼方此方の岸といふことなるを文をあやなしてかくいへるなり

○若水沼間能彌若叙爾御若叙坐 若栗の木の彌若枝の指す如く若
 やぎませといふ意水沼間のことと考にいはれたる説は信じ難し後
 釋にこそいとく心得ず其故は生立といひ若といひ彌若叙といへ
 るは必ず草木とこそ聞ゆたれ云云上に擧たる種々の物の例をも思
 ふべしいづれも皆其物の色形あるは其事を取てこそたとへとはし
 たれさればここは必ず川のべに生ふる草木の名にて獻る御贄の中
 の物なるべきを其字の誤れるか文の亂れたるなどなるべし故思ふ
 にもしくと若久留須能なりけんを久を水に留を間に須を沼に誤れ
 るを後に又さかしらにその間沼を下上に置かへて水沼間とはなせ
 る歎かく云故は語のつゞき古事記の雄略天皇の大御歌にヒケタノ
 ワカクルスバラワカクヘニとよませ給へる例ありさて獻る御贄の
 中に栗もあるにつきての祝詞ならむかと思へばなり栗栖に栗林な
 りとありこれきこえたるやうなればとれり講義にも説れたれども

後釋に及ばされと掲げず猶よく考へて後に記すべし若叙は後釋に
 若やぎの古言なり古はわかぬとのみいへりそれをわかやぎといふ
 は中昔よりの言なりとあれば語の變遷したるなり○須々伎振遠止
 美乃水乃 振り滌きし淀みの水のといふ意さて考にススキフリサ
 クトウツノミノ云云と讀れたるはとりにくし後釋にススキフルチ
 ドミノミツノと云方によるべきにこそ同書にすすきふるは滌振に
 て振滌といふに同じ其内こそ振といふ事重き故に下にれけり振
 と動かすをいひて滌ぐさまなり遠止美は淀みなり今も此伊勢人な
 どを水の上をいひて滌ぐさまなりが弛び靜まるをもをどむとい
 へりさてかの出雲風土記なる仁多郡三津の水は神代にめでたき由
 縁のある水なるゆゑに團造の此齋にも用ひ初ることなれば御贄五
 十昇の内にもまじへて此水を獻るなるべしさる故に此言はあるな
 らむ云云かくて滌ぎ振といふはかの神代に阿遲須伎高日子命の御

身沐浴坐とあるにつきていへるにてをどみの水と之川にて身にま
 れ物にまれ滌き振ればその勢ひにて流るゝ水の淀みてやや上さま
 へもさかのぼる故にいへりとあるを見れば淀みたる水を献てるに
 つきていひたるなり○彌乎知爾御袁知坐 滌き振ればその勢にて
 流るゝ水の淀みて上さまへ廻る故にあとへかへるなりその廻る水
 の彌が上にも廻りに廻りませといふにて天皇の御年の若かへりに
 若かへりませませといふ意考の説はどりにくし後釋にここは本に
 彌乎知爾御表知坐とあるは決して誤なり然るを考に上なる美乃水乃
 を此上に属御表知坐を次なる鏡へ屬て本のままに訓れたる故に言
 たらざれば言の落たるなりといはれたりこは己もいと心得がたか
 りしを猶よく思へば言の落たるにあらず字の誤れるにて彌は彌な
 り表は袁なりけりこれらの字は相誤れる例常に多しかの如くただ
 二字を改むればいとよくきこえて語もよくととのへりかくて乎知

と之何にまれ初のかたへかへるをいふ言にて老たる人の若かへる
 をもいへりここはかの川水の滌き振る勢ひにて淀みつつ上の方へ
 ややかへりかへりするを彌乎知といひて天皇のいやましに若かへ
 り坐むことに申せるなりとあるにて知るべし○麻蘇比乃大御鏡乃
 面乎意志波留志天見行事能己登久 眞澄の大御鏡の面を押晴して
 見給ふ事の如く即ち曇なき鏡の面を見る如く天皇の天下を明かに
 看そなはし知しめさむといふ意考に麻蘇比の蘇は須美の約志なる
 を轉じたるにて眞澄日の鏡也こは大日女命の御像をうつせる物な
 れば日といへりまたこれ加之出雲人の祭る眞種之可美鏡といふ
 に本づけるにやさてここの鏡は天つ日の御面の天下の照すにたと
 へいひて即今の天皇の御事にいひつけたるなりねしはるしと押晴
 かしなりと見ゆこの説中信じ難き所あれどもとるべき所多ければ
 あげつ後釋に鏡は献物の中の一様なる故にたとへにいへるにてお

しはるして見そなはずことの如くとは曇なき鏡の面を見給ふがど
とくといへるにてその如くに天の下を明らかに看そなはししろし
めさむとなりと見ゆまた講義に臨時祭式の献物の中に鏡一面徑七
分とある是也麻蘇比は眞澄にて塵ばかりも曇りたる隈なくして眞
に澄明けきを云なり神代紀仲哀天皇紀に白銅鏡と書て然訓み萬葉
十三に眞十見鏡十六に眞墨鏡なども見えたりされば比を濁りて昆
と訓べきかと思へどもなを字の如くにてあるべきなり續紀の詔に
字倍奈彌とあるは諸なるを彌と通とし云る例もあればなりとある
如くますますとまそひとは通ひ音なることを知るべし意は曇りなく
眞に澄みたる鏡といふ義なり○明御神能大八島國乎天地日月等共
爾安久平久知行平事能志太米止 明つ御神即ち天皇の大八島國を
天地日月と共に安けく平けく知しめさむ事の下見えといふ意即ち
天地日月と共に窮りなく治しめさむといふ義なり講義に神代紀に

實祚之隆當與天壤無究者矣と天神の言壽詔たまへりし如く大國主
神の國去の時に然白し玉へるを天穗日命傳へ申し玉へりし跡を踏
て國造の神壽詞を奏す趣を述たるにてこゝ始に天皇命乃大御世乎
長乃大御世止齋としてと云出たるより始て又其中間にも汝天穗日
命は天皇命乃手長乃大御世乎堅石爾常石爾伊波比奉伊賀志乃御世爾
佐伎波閉奉登仰賜志次乃隨ともあるを合せて終めたるものなり此
すなはち天神の大御命を受給はり傳る趣なりとあるをもても證と
すべし○御禱乃神寶乎擎持氏神禮自利臣禮自登恐彌恐彌毛天津次能
神賀吉詞白賜久登奏 御禱の神寶をささげ持ちて神の禮代臣の禮代
と恐み恐みも天津次での神賀の吉詞を白し賜ふと奏すといふ意さ
て考に穗日命より始て次々に今の國造某まで絶せず賀申奉るとい
ふなりかかれバ其賀詞いと上つ代より有けんを既にいふ如くこの
詞は飛鳥の宮より上にあらず見ゆれば上つ代より唱へ來し言後に

違ひ失へる事もありしを正し補ひて飛鳥岡本の宮の御時に書つらねつらむされども其時は假字書なりしを後に此字を書加へしにやとも今は字あやまり言落などして解かたき事多かれと年月に考てかくまでもしるせしや云云とあり後釋に此詞はまこといど古くたふとく古語のいどもめでたき物なるを近きころまでと世にとり見る人もをさをさなかりしを吾師の大人の殊にかくめでたふとばれしによりてぞ世にほらはれて人みな貴とき物にはすなるこれもまたいとたふとき功にぞ有けると見えたり此詞の古き近きは既に上に述べたるが如しともあれかくもあれ古き詞にて言簡にして義明らかあるはめでたしともめでたしまた講義に上に是に親神魯岐神魯美命宣久天穗日命波云云仰賜志次乃隨と見ゆたる如く其天穗日命の天朝廷へ返事申上給ひける時更に天神の宣ひ附させ給へりし事の有に依て其子天夷鳥命の高千穗宮に參向ひけんより其裔

の出雲臣等世々仕奉を以てぞ天津次とは云也けるされば此詞も固り其時に成たる物にて人世の作に非る事上に註へるが如し但獻物の如きと其時々少異ある可れば詞も聊か替も有つらめども其大旨の易れるならねば甚々尊き文なりかしと見ゆいづれの人にまれ尊まざる人はなからましあはれめでたき文にこそ

中臣壽詞

中臣壽詞 此詞は前文の出雲の國造神賀詞と同じくして神代より語り傳へたるものなるべしそは高天原より皇孫の天降りましましし時中臣の遠祖雲天兒屋の命の御供仕へ奉りてより以來相傳へて天神の壽詞を申ししかば其裔中臣の氏人の即位あらせらるゝときは壽詞を奏すこととなりたりされば此詞題名としては無しものなるべけれどもいつとなく中臣氏の奏すよりして中臣壽詞と稱へ題号ともなした

るならん講義に文には天神の壽詞とも又略ては唯に壽詞とのみも云り此を中臣壽詞と云て其題名の如くなるを人も然思へるは高千穂の皇大宮に初國所知食皇御孫命の大嘗の大政を行はせ給ふ時に高天原より大御供仕奉りて天降給ひし中臣上祖天兒屋命より次々相傳へて天神の壽詞を稱申せりしかば其中臣の氏人の奏す壽詞といふ意味なりさて此を天神の壽詞としもいふことと皇祖天神の大御命を受傳へ奏す由なる事云も更なるがこと同じ神話の中にては皇御孫命の天津日嗣の高御座に即せさせ給ふ初より天地と日月と共に照し明らし御坐て齋庭の瑞穂を開食む事に皇神の御中皇御孫命の御中執持て茂槍の如く木末傾けず中在ふりて中臣の仕奉る事を言壽き申述るか故に殊に壽詞と云るにて神祇官なる中臣奏天神壽詞の義解に謂以神代之古事爲萬壽之寶

詞也とある是なりとあるにてさとりたるべしまた此詞を奏すことこの物に見えたるは同書に持統天皇四年春正月戊寅朔天皇即位の所に神祇伯中臣大島朝臣讀天神壽詞とあるは神祇令に凡踐祚之日中臣奏天神之壽詞とあるに合へり次に同五年十一月戊辰大嘗神祇伯中臣朝臣大島讀天神壽詞とあるを以て即位のときに必ず壽詞を奏せしことは明かなり

現御神止大八島國所知食須。大倭根子天皇我御前。前仁。天神乃壽詞遠稱辭定奉良久止申須。

現御神止大八島國所知食須 明に世にねはします御神にて大八島國即ち大日本國を知しめすといふ意講義に天皇命は天神の御子となりまして顯國に現はれ坐る大御神と申し奉る意ばへなりとあるは現御神の解なり猶出雲國造神賀詞の初めにあるを見合すべし○大倭根子天皇我御前仁 大倭根子天皇が御前にといふ意倭は大和

國をいふにあらざるは古事記にいへり根子は共に親愛詞なり大倭
 根子とありまた倭根子また根子日子云云となどの詞づかひ古事記
 中巻に多く見ゆるを見合すべし講義に根子の根はその土着する國
 土を云にて島根國根などの如く子は其地に生坐るを以て然稱へ奉
 れるが何時となく尊稱とは成れるものなりとありこの根子の説わ
 まり強言なれどもおどろかしおくなり○天神乃壽詞違稱辭定奉
 其久止申須 天つ神の壽詞を稱辭定め奉ると申すといふ意定奉とは
 講義に彼皇御孫命の天降御の時に事依し奉らせ給ふ大御詔を以此
 詞を始て制りて申し初たる時の詞なるを其任に用ゐられたるなり
 されば大御詔を奉りて此詞を仕奉れが故に定奉とは云へるなりと
 いはれささもあるべし

高天原仁神留坐須皇親神漏岐神漏美乃命遠持
 天八百萬乃神等遠集倍賜天皇孫尊波高天原仁

事始天豐葦原乃瑞穗乃國遠安國止平介久所知食
 天都日嗣乃天都高御座仁御坐天都御膳遠
 長御膳乃遠御膳止千秋乃五百秋仁瑞穗遠平介久
 安介久由庭仁所知食止事依志奉氏天降坐之後仁
 中臣乃遠都祖天兒屋根命皇御孫尊乃御前仁奉
 仕氏天忍雲根神遠天乃二上仁奉上氏神漏岐神
 漏美命乃前仁受給波里申仁皇御孫尊乃御膳都水
 波宇都志國乃水爾天都水遠加氏奉奉止申世止事教
 給志仁依氏天忍雲根神天乃浮雲仁乘氏天乃二上
 仁上坐氏神漏岐神漏美命乃前仁申世波天乃玉櫛
 遠事依奉氏此玉櫛遠刺立氏自夕日至朝日照萬氏

天都詔戸乃太詔乃言遠以氏告禮如此告波麻知
 波弱蒜仁由都五百篋生出牟自其下天乃八井出
 牟此遠持天都水止所聞食止事依奉支如此依
 奉志任任仁所聞食由庭乃瑞穗遠四國卜部等太
 兆乃卜事遠持氏奉仕氏悠紀仁近江國野洲主基
 仁丹波國冰上遠齋定氏物部乃人等酒造兒酒波
 粉走灰燒薪採相作稻實公等大嘗會乃齋塲仁持
 齋波利參來氏今年十一月中都卯日仁由志理伊都
 志理持恐美恐美母清麻波利仁奉仕利月内仁日時
 遠撰定氏獻留悠紀主基乃黑木白木乃大御酒遠
 大倭根子天皇我天都御膳乃長御膳乃遠御膳止

汁仁毛實仁毛赤丹乃穗仁毛所聞食氏豐明仁明御坐氏
 天都神乃壽詞遠稱辭定奉留皇神等母千秋五百
 秋乃相嘗仁相宇豆乃比奉利堅磐常磐仁齋奉利氏
 伊賀志御世仁榮志米奉利自康治元年始氏與天地
 月日共照志明良志御坐事仁本末不傾茂槍乃中執
 持氏奉仕留中臣祭主正四位上行神祇大副大中
 臣朝臣清親壽詞遠稱辭定奉久止申

高天原仁神留坐須皇親神漏岐神漏美乃命遠持天、高天原に神留り
 ます皇が親しき御祖の男神女神の命を持ちてといふ意○八百萬乃
 神等遠集倍賜天 數多の神たちを集め給ひてといふ意○皇孫尊波
 高天原仁事始天 神議り議り賜ひて皇孫尊は下つ國を事依給ふこ
 とは高天原に事始まりてといふ意○豐葦原乃瑞穗乃國遠安國止平

介久所知食天 豊葦原のみつみわき稻穂の國を安き國と平けく知しめしてといふ意○天都日嗣乃天都高御座仁御座天 天つ日嗣の即ち天皇のまします天つ高御座の御座にましましてといふころなり○天都御膳遠長御膳乃遠御膳止 天つ御食を長久の御食の永遠の御食となしてといふ意さて天つ御膳をのの字は前例に背ける辭なり恐らく之乃の字の誤なるべし玉勝間に遠字は必ず乃なるべし遠にても聞ゆる如くなれども偕は次に瑞穂をとある遠と重れりとありざるを講義に天津神の事依し奉り給ふ水穂を以て仕奉る御膳なるが故に遠の辭を用ゐられたり然れば天津御膳遠と瑞穂遠と遠辭と重複すと雖少も妨無き者なりといはれたりさはあれども遠にて意のきこえざるにはあらねども前例は皆乃にて此詞のみ異なれば如何あらんと考へてなりいまは乃の誤字なりとなす方穩なるべし○千秋乃五百秋仁瑞穂遠平介久安介久由庭仁所知食止事依志奉氏

千秋万秋に瑞穂を平けく安けく齋庭に知しめせと事依しまつりてといふ意由庭とは齋場にて神を祭る所をいふ此處は悠紀主基の大御政を行はさせ給ふ大嘗宮をいふなりさて講義に由庭の起源はしも保食神の御身より種々の穀物の成出し時に天照大御神の甚悦はして此物は顯見蒼生の食て活べき者ぞと詔ひて其稻穀を天狹田及長田に殖しめ給へりしかば其秋垂穂八握に茂て快く實成れるを收めて大嘗聞食す時に新宮造り給へるなむ由庭にはありける神代紀御天降に天照大神又勅曰以吾高天原所御齋庭之穂亦當御於吾見と見えたる齋庭は高天原にて天照大御神の毎年の新嘗を所聞食齋庭を云へるなり此詞に由庭に所知食とあるは其齋場に於て所知食せと仰せ給へるにて此に引る御紀の趣に異ならずとあるが如く新穀を齋場に於て知しめせと寄せまつりしなり所知食玉勝間に由庭爾所知食の知の字は聞なるべしといはれたりざるを講義にこと

上に安國止平介久所知食より相對へて全と之御國を知食す御事を兼并せていふ所なるが故に所知食とは云えず下なるは此大嘗の大御政を執り行ひ給ふ一方にのみ云ふが故に所知食とは云はざりけるものなりといはれたりそもそもしろしめすはしろすを更に敬ひていふ語にてそのしろすを知るの敬語なり而して統べ治めたまふといふ義になるなり然れば瑞穂のことを齋場に於て治めたまふとを云へるにてきこしめすといふにはあらざるべく考へらるゝなり故に講義の説の如し○天降坐之後仁中臣乃遠祖天兒屋根命皇御孫命乃御前仁奉仕氏 事依しまつりて天降りましましし後に中臣の遠つ祖なる天兒屋根命の皇御孫尊の御前に仕へ奉りてといふ意○天忍雲根神遠天乃二上仁奉上氏 天忍雲根神を天の二上に上せ奉りて皇祖の御旨を伺ひ奉るといふ意天忍雲根神は天兒屋根神の御子なり二上に上せまつること皇祖の男女二神の御旨を受賜はる

に登りしなりこれ皇御孫尊の御使に立奉りたるなりさて此の二上といふ名稱につきては史傳に高峯の進り上れる狀の二つに分りし故に負る山名なれば布多賀美といひては語の道に叶はず必ず二能煩理と云はではあるまじき語の格なるに然いはざるは當らず大同本紀の天二上命を別本また他の古書どもに天二登命と書たるも多かり二登と書たるをば布多能煩理と訓むより外なければ此を例として二上をも然訓むべき事論あるまゝくこそといえられたるをもて二上とは訓まじくフダノボリと訓べきことならんと考へられつれどもいまよき證あらばこれに従ふべし○神漏岐神漏美命乃前仁受給波里申 神漏岐神漏美即ち皇祖の男女二神の命の前に於て旨を受給はり申すに云々と下にかかる文体なりこれ皇御孫命の御膳津水に仕奉らむ天津水を受賜とらめしめたまふをいふなり○皇御孫命乃御膳都水波宇都志國乃水爾天都水遠加氏奉奉止申世止事教給志仁依

氏 皇御孫命の御食つ水は顯國の水に天つ國の水を加へて奉らんと申せと事教へ給ひしによりてといふ意講義に皇孫命の大御膳に仕奉りて所聞食む水を云なり神宮雜列集に擧たる大同本紀に皇大神宮皇孫之命天降坐段に天牟羅雲命御前立天天降仕奉時爾皇孫命天牟羅雲命乎召詔久食國乃水波未熟荒水爾在介利と見え二十一社記に水天孫降臨時諸神申葦原中國者潮也可何仍供奉神中天叢雲命云神天上還皇祖申賜云云と見えたり此二を合せて思ふに古昔は潮水の儘にて荒く熱からざりければ天忍雲根命と天牟羅雲命と二柱を相並べて御膳津水の事を申しに天上に之立奉り上させたまへる者なりとある如く國土の水のみにて之荒きもの故に天國の水を請ひ求めて和合なすにつきてかく申ししなり○天忍雲根神天乃浮雲仁乘氏天乃二上仁上坐氏神漏岐神漏美命乃前仁申世波 天忍雲根神の天の浮きたる雲に乗りて天の二上に上りましまして皇祖の男神

女神の命の前に申せばといふ意○天乃玉櫛遠事依奉氏 天の玉串を事寄せまつりてといふ意玉櫛の櫛の字は借字なりさて此處の串は一本なるやといふにはあらざるべし下の語句を見るに數多の如く考へらるゝなり既に史傳にも五百箇の生出たるを思ふに一つにはあらず神代紀に五百箇眞坂樹八十玉籤五百箇野鶯八十五籤とある如く數多くの玉串なるべしとあるを證とすべし○此玉櫛遠刺立氏自夕日至朝日照万氏天都詔戸乃太詔刀言遠以氏告禮 此玉串を刺立てて夕日の耀く時今の四時古への七ツ即ち申の時なりより其翌朝日の登る時今の八時古への五ツ即ち辰の時なり)に至るまで天つ詞の太詔刀言を以て告げといふ意天都詔戸乃太詔刀言は既に解を下せりその呪する文句は如何なるもかをいふや詳ならず或説に天忍石水てふ言なりといひ登保加美てふ言なりといひて唯思を述べたるのみ皆信を置き難し兎にも角にも言をありしなるべし

て講義に高千穗皇大宮にて新世の大嘗の齋庭に刺立て天水を求むるなり以來大嘗の大御酒を醸り大御饌に炊き用させ給ふ料の水は此事を行ひて天水を得て仕奉れりし事決し中儀式に卜定御井所云云式に其井二處卜訖御井者造酒兒始堀造酒兒御井稻實卜部堀とあるなど此卜定して堀る御井はしも昔は此文の如くして求させ給へりけんを中古よりは唯卜定めその卜食たる所を堀て水を得る事とはなれりしなりとあるを思へば古へは申を刺て太詔刀言を宣りて水を求められしを後は卜定にて水を求められしあらんこれ變遷と見ゆるなり○如此告波麻知波弱蒜爾由都五百篁生出牟 かくの如く宣ふたれば兆は午前に數多の筭の生ひ出むといふ意麻知之講義に神名の眞智と同じく太兆の事にして其兆を標的となりて其事を卜合ふ故の名なりさて此詞の麻知之右の太兆の町鹿卜にまれ龜卜にまれ占兆を彫て灼くを町とも町形とも田町形とも云て方なる圍

の中に縦横の筋あるものなり)の如きにはあらねども其天八井を出し給はん所の兆に由都篁を生しめて麻知となし給はん所の意にて鹿卜龜卜の町に其義相通へるものなり是以太兆の麻遷と麻知との同意の言なることを明らむべきものなりと見えたりバマニ即ちマチなることを知るべし弱蒜とは玉勝間に韭字は蒜字を誤れるならむ蒜は晝の借字ならむか弱晝とは正午前より前を云ふ可ければ上の朝日照に至る迄とある續の時刻なるべしといえたりこれれもしき説にてよく叶へり故に晝の弱きは午の前あれば午前といふべし講義に麻知に發見たる物にて實に弱蒜の如く次なる由都篁の筭に對たるなりとあれどもこは晝を蒜に借りて下にある筭にむかへたるなるべし由都五百篁は史傳に師説に由都五百重りて如何由都は即ち五百箇といふ言なればなりとあり信に師説の如く神代紀に五百箇とあるを古事記に湯津とあり由都は五百箇の約言にて數の

多きをいふ言なれば此は重りたる如くなれど又思ふに此由都は五百箇と同語の由都ならで伊都の義にや然もあらば清淨き五百箇の生出る由なり筥は和名抄に和名多加無良俗云參加波良竹葉也とあり上に引たる神代紀に眞坂樹の八十玉籤野篤八十玉籤と二種あるを今の玉串は野篤なりし故にそれ物實となりて筥の化りしにやと見ゆたり講義に弱蒜と共に幾莖も成出たるにて五百箇眞坂樹八十玉籤五百箇野篤八十玉籤などの如し筥之常には竹林をいふ事なれど此は決めて筥にてあるべしそは蒜も弱蒜といへば若竹ならば事實に叶はずと見えたりこれによりて考ふるときは數多くの筥の生ひ出たるはさらなれども由都の伊都の説は如何ならんすべて古語には同じ意の語を重ねて用ゐるゝ常にて此處も其類とみるるときとあへて違ふことなからましました講義の若竹(弱蒜)に對へてといふも信じ難し筥の説は二書共にさこゆたり猶由都のことは考へていふべ

し○自其下天乃八井出牟此違持天天都水止所聞食止事依奉支 筥の下より天の井の出でむことをもちて天つ水と聞しめせと事寄せまつりきといふ意八井の八も數をいひたるに非ず數の多きをいひたるなりこれ前の五百箇に對へて八井といひたるなり共に多きをいふなり○如此依奉志任任爾所聞食由庭乃瑞穗遠 此の如く寄せまつりしまにまに聞し食す齋場の瑞々しき稻穂をといふ意こは天神の宣ひし天津水を汁にも穎にも和して聞食さむ齋場の稻穂をといふ義なり講義に此語句之上に千秋乃五百秋爾水稻穂遠平介久安介久由庭所知食云云とあるに對へたるなりといはれたることもあるべし○四國卜部等太兆乃卜事違持氏奉仕氏 伊豆壹岐對馬上下縣の四國の卜部等の太兆の占事を持つて仕へ奉りてといふ意四國卜部の事は大祓の詞の中に於て辨じたるが如し太兆の事は古語拾遺古事記講義及び前條に述べたるを見合すべし講義に齋郡卜定の卜

宮に仕奉るなり大嘗祭式に凡踐祚大嘗七月以前即位當年行事八月
 以後者明年行事此據受讓即位其年預令所司卜定悠紀主基國郡奏可
 訖即下知依例准擬と見え儀式にも其事を記して大臣奉勅召神祇官
 密封令卜定悠紀主基國郡奏書訖即下知其國とわろされば四國の卜
 部の卜定する所に關するなり○悠紀仁近江國野州主基仁丹波國冰
 上遠齋定氏卜するに悠紀に之近江國の野州の當り主基に之丹波
 國の冰上の當り此二郷を齋み定めてといふ意ゆきは悠紀とも書し
 由基とも書し齋忌とも書すすべて潔齋の義にて文字は借りたるな
 りすきは主基とも書し次基とも書す濯ススぎの約にて潔齋の意なりさ
 れば齋忌に次ぐもの故に須岐といへるなり即ち次ぐの義なり○物
 部乃人等酒造兒酒波粉走灰燒薪採相作稻實公等物部の人等酒造
 兒酒波粉走灰燒薪採相作稻實公等のことと講義に述ぶるを以て辨
 ふべしさて物部人は武事を以て仕へ奉る人をもものべといふそれ

には非ず何となく朝廷に仕奉る人を泛くものふと云そ物部の部
 領を云る此も其類にて式に齋場雜色人と云る是なり儀式には卜定
 物部人十五人と正しく記されたり卜定田及び雜色人等歌人不歌造酒
 兒一人御酒波一人節粉一人共作二人多明酒波一人以上並女稻實公一人
 を燒灰一人採薪四人歌人廿人女廿人と見ゆたりとありその物部は
 武事を以てつかへ奉る人をいふなりといはれたるは末の言にて本
 知らざる語と云ふべし元來ものべとものふべの約ありと記傳
 に云る可なりものふは後世はものなふと云ふとおなじくなふは
 總べて爲る事を云ふあかなふあきなふなどの類なり此ものなふは
 物を爲す事を云なり物とはすべて不足なく種々の事をものし爲せ
 し人人をさしてもものふべと云るなりかの如き人に内を守らせて
 からは後の近衛兵の如くせりそれより後世は武人を云事になれど
 も武人のみならず廣く百官をも云にすべて物を掌な爲すのをも云

ればりりされば物事を爲す人を物部といひたること明らけし故に講義の説は狭き説なり式に齋場雜色人とあるをもても證とすべし酒造兒は講義に式に造酒兒一人とあり本注に神語曰佐加都古以當郡大少領女未嫁卜食者充之と見えたり未嫁女をもて充る事なる故に儀式には造酒童女と書て同じく神語佐加都古と訓れたり此即物部の八等の統領にして何事も此酒造兒を必ず先に立ることなりとありこれ講義の説の如し酒波は講義に式に御酒波一人多明酒波一人以上并女とあり儀式には大酒波一人多米酒波一人と見えたりさて造兒酒は黒白酒を醸る長と成て仕奉るを其下に属て醸り終るべければ酒波の波は嘗にて醸と云と同意の古言と聞えたり多米酒波は大多米院の黒白二酒の事を主れるなり御酒波の御は大の義なれば意富と訓べしと大畧講義の説の如しされども御は大の義なりといふは信じ難し御も大も稱へたる辭にて御と仕ひたるあり大と仕ひ

たるありて多く古事記に見ゆまた通じて仕ひたるあり畢竟するに酒造兒は醸酒の統領にして酒波は其部下にて酒を醸る人に見ゆるなり粉走は講義に式に篩粉一人とありて以上並女とある其一なり儀式に之粉走二人とあるを改めて一人とは成されたるなるべしさて篩粉の篩字は義を以填られたるならんと覺えて和名抄を閲るに竹器類に和名布流比除麤去細之竹器也と見え造酒司なる踐祚大嘗祭供神料に絶篩十條と見えたるそを新嘗會黒白二酒料條に絶大篩三條の下に一篠篩灰二條篩酒とあれば白黒二酒を篩を以漉て滓を去り又薬灰をも篩ひ漉すなどに仕奉るなりとあるを見れば物を篩に掛けて漉し去らすことをなす人に見ゆ灰焼は講義に式に焼灰一人と見えこは男を以て供奉せしめ給ふなり式に造酒司酒部一人率焼灰一人驅一人入卜食山先祭山神焼得薬灰一斛とありて薬灰は黒白二酒に混和る料なりとあれば薬灰を作ることなす人に見ゆ薪

採は講義に式に採薪四人と見え此も男なるが灰焼に属て仕奉る者と聞えたりとあれば灰焼に部属して某原料なるたきぎを採る人に見ゆ相作之玉勝間に原本作字を候とあるは誤なり改めつべしとあるに従へり平田本には作に書けりさて講義に式に共作二人とありて以上並女とあるこれ也儀式には相作四人とありしを後に二人には改められつ儀式酒造兒童女先之とある割注に大酒波仕女等とある仕女之この相作なるを以考ふるに造酒兒は其長とあれば酒波と相作と之を輔相て共に仕奉れるなり此文を式に造酒兒先下手次詣女共春とある共字を用て共作と書れたるを思ふべしさて此共作のみ二人なるは一人は酒波に属て仕へ奉り一人は多明酒波に属て仕へ奉ることと見えたりとあれば共作とは酒を醸す助手ともいふべきものにて造酒兒に属して手傳をなす人に見ゆ稻實君は講義に式に稻實公一人とありこは男なるが造酒童女は黑白二酒の事に仕

奉るを稻實公之御飯の事に仕へ奉るなり式に凡拔穂者卜部率國郡司以下及雜色人等臨田拔之先造酒兒次稻實公次御酒波次雜色人次庶民共拔訖於齋院乾收先割取初拔四束四把擬供御飯自餘皆擬黑白二酒摠盛以籠籠別一束以二籠爲一荷荷別着足蓋以編第捶賢木着木綿訖令驅使丁荷每十荷子弟一人領之卜部及國郡司率雜色人以下前後檢校運送其行列者御飯稻左前自餘物次之稻實公着木綿鑿引道九月下旬到京所卜定齋場院之外預作假屋懸收御稻とあるを儀式に就中以先拔四束別納高萱御倉會日稻實公所貢稻也自餘爲黑白二酒料と見えて御酒と御飯との料を分たりとある如く稻實公は名の如く御飯の料を爲す人に見ゆるなり以上總ていは相作以上の人は酒を醸す方に従ふものどもなり稻實公は御飯にあづかる人なり故に他の祝詞に見ゆる汁にも類にもといふ語の製り人はこれ皆以上の人共のなす所業になんわりける○大嘗會乃齋場仁持齋波利參來氏

前條の人人の大嘗會の齋場に持ち齋み参り來りてといふ意講義に
 大嘗祭とは卯日の神事に付て云ひ大嘗會とは辰日以下の宴會を云
 ふ齋場は在京齋場を云かともおぼゆれども上に千秋の五百秋にと
 あるに照應て思ふに決く大嘗宮を云るが此續に持齋たり参來てと
 あるは齋郡より在京齋庭に入る事を云るなれば同事の重複れるを
 以彼此を合せて大嘗の齋庭と云ふなりといこれたりこれ勿論大
 嘗宮の齋庭を申すなり○今年十一月中都卯日仁由志理伊都志理持
 恐美恐美母清麻波利仁奉仕利 今年十一月の中の卯の日の齋實嚴實
 ととして瑞穗を持ち恐み恐みも清まとり仕へ奉りてといふ意由志
 理伊都志理とは講義に齋實嚴實にして上に大嘗會の齋庭に持齋は
 り参來てとある物實にして下文に所謂悠紀主基の白酒黒酒の大御
 酒と天津御膳との事なるがそは辰日の宴會に天皇の聞食す直會の
 所の文なる故に此には重複を省きて其物名は下に譲りて齋實嚴實

とは云るにて彼高天原に聞食す齋庭の穗を吾御子に御せ奉ると勅
 たまひて事依し玉へりし狀を擬はせ奉り玉ひて此卯日に大嘗宮の
 悠紀主基の齋場に天照大御神に薦め奉らせ玉ひ皇御孫命の享給ひ
 天津日嗣の大御世始と爲玉ふ物なるをもて齋といひ嚴と云て其實
 を稱へたるなりとある如く共に稱名の辭にて義に於ては既に上に
 述べたる如しまたしろをしりといふと轉音にて代なること前文に
 於て解けるが如し○月内仁日時遠撰定氏献留 月の内に於ても日
 時を卜し撰ひ定めて献るといふ意講義に上の太兆の卜事を持って奉
 任より應て今年十一月中つ卯日に云云とある是なれば其前にいふ
 べき所なるを如此あると如何と云に今悠紀主基の大嘗の供物を献
 るこそは卯日なりけれ其献るまでの間の事は悉くに時日を卜定て
 仕奉れりければ其事を合せて爰に此言を置たるにて前後に少かの
 弛みなく文意上下に貫通て奇異に靈く整へるは天兒屋命の高千穗

に事始て仕奉り玉へりし古文のままなればなりとあるが如し○悠
 紀主基乃黒木白木乃大御酒遠 卜定したる國郡の悠紀主基の釀せ
 る黒き酒白き酒の大御酒をといふ意悠紀主基の名義は既にのべた
 りさて講義の上に云はゆる齋郡の稻を以て左京齋場にて仕奉れる
 大御酒大御膳を献る事を申述に其國郡は上に云れば唯名目を出せ
 るなるか悠紀主基の國のと云はんが如く又朝の御饌夕の御饌のと
 も云むが如し^中悠紀の御饌は卯日にて夕の大御饌なり主基の御饌
 は辰日にて朝の大御膳なり引續きて豊明節會は直會にて中臣壽詞
 は其時に當て宣り種々の歌舞仕奉ることありとなん職員令大嘗の
 義解に謂嘗新穀以祭神祇也朝則諸神之相嘗祭夕則供新穀於至尊也
 とあるは右の悠紀主基の國より供奉る夕曉の大御饌をいふ夕則供
 新穀於至尊は其直會の豊明を云なり然るは引續きて行はるゝ故に
 こそは卯日とは云れ主基御饌は寅刻なれば既に辰日の分なりまた

義解の相嘗とは天皇の新穀を聞食すに就て公事根源に云れたる如
 く伊勢天照大神を勸請申されて天皇の大御自供らせ給ふなる由奉
 幣を奉らせ給ふ大御祭とは申す中にも天皇の御方を主として相嘗
 とは云なりけり相とは相殿相作などの如く其主たる者と共に並ぶ
 由なるを思ふべし然れば神と君と饗を共に爲給ふ由なりけりそは
 下文に皇神等も千秋五百秋の相嘗とある皇神等母とある辭にて知
 るべし朝則諸神之相嘗祭とは天皇の御事を兼たる文なること灼然
 きものなり是は大嘗祭には有ける夕則供新穀於至尊とは豊明節會
 なるが此は神事畢させ給ひて其解齋の供御を聞食し又臣下にも賜
 はる事なりと見るが如し黒木白木とは講義に黒白は正字にして木
 は借字なり儀式には黒岐白岐と記され續紀には黒紀白紀三代實録
 には黒支白支造酒司には黒貴白貴と種々に作るは何れも假字なる
 故なり万葉十九に黒酒白酒乎とあると正字を以書るものなりと見

えたり詔詞解にこは色の黒さと白さと二種の酒なり上代の酒の名にぞ有けむ其造法を考るに儀式に以藥灰命御酒五斗和内院白黒二酒五斗和大多米院白黒二酒と見ゆたる藥灰と云ものは灰焼とて此灰を焼く役人ありて山に入て焼得ることなり借件文に據るに此藥灰白酒にするると黒酒にするるとの二種ありて各を和すに依て其色黒と白となる事と聞えたりさるを造酒式には新嘗會白黒二酒料云云其造酒者云々熱後以久佐木灰三升和合一甕是稱黒貴其一甕不和是稱白貴とあるはかの儀式の黒白ともに和すと異なり式の如きは白酒は灰を和ざる尋常の酒ときこえたり世々を経るまことに變りぬるにや又中原康富記に二酒共に醴酒也として白者自其色也黒者上聊振烏麻粉と云るは又後の事にていささか其色を見せたるまでなりとあれば白き黒きの名目及び其の製法によつて來る所をさどらるべし○大倭根子天皇我天都御膳乃長御膳乃遠御膳止 大倭根子

天皇が天つ御食乃長久の御膳の永遠の御膳といふ意講義に其本は天神の事依し奉り玉へりし物なれども此國土に成れる物なるが故に天津御膳と聞食せと申す義なれば同じ續けなれども遠御膳止ある止辞究めて重くして天津御膳止爲豆といふ程の意にて上なる天津水止所聞食と見えたと同じさものなりさて此は黒木白木の大御酒をより受たれば酒をのみ指すが如くなれども然らず大御膳の事を本として右の二を兼たるなる事上文に天津水を云云瑞穂を云云とあるをもて知るべしとあるが如し○汁仁毛實仁毛赤丹乃穂仁毛所聞食氏豐明仁明御坐氏 酒にもなし飯にもなし赤き御顔になるまで聞食して豐明に明らかしとていふ意此處の語の意は既に上にのべたるが如し穂仁毛の毛の字之玉勝間に衍なりといはれたり講義には軽く見るべしといはれたりさればこは有ても差支なけれは軽く見るを可とす又講義に下に與天地日月共照志明良志御坐

事仁とあるへ應く女なり偕上古に之卯日大嘗祭辰日悠紀節會なり
 主基方をも附て行はる巳日主基節會なり其前に在といへども主基
 は附て行へるゝなり午日豊明節會なり以上此を五節といふ然れど
 も右の五節ともに古と一日の公事なりしを三日に五度に行はるゝ
 事なる故に何れも豊明節會と云なり豊明とは大御酒を聞食のみ
 ならず大御膳を聞食ても其氣の身体に充溢れて殊に大御顔の照明
 らみ給ひ丹穂の如く咲榮え給ふ由なるが中にも大御酒のは此上無
 く優れたる故に豊明と云へば酒宴の名となりける故に記明宮に天
 皇聞看豊明などありて聞食御酒とはいとざるなりと見えたりされ
 ば酒宴を設けて赤き顔となるよりかく語を巧に飾りたるなり○天
 都神乃壽詞送稱辭定奉留 天つ神の壽詞を稱ふる辭を定め奉ると
 いふ意講義に上にも注せる如く皇御孫命と高天原に事始てより由
 庭に所知食と見えたる是をむ天神の壽詞ありけるを本立として

又此に水取の政を述べて夫より其瑞穂を以て大嘗仕る事の件々
 を演るが故に稱辭定奉と云るにて常に稱辭竟奉といふとは異なる
 事上に此詞の出たる下に注せるが如しとあるをもても知るべし
 ○皇神等母千秋五百秋乃相嘗仁 皇祖神等も千秋五百秋の相嘗に
 といふ意講義に皇祖神等云云と悠紀主基の齋場に迎參らせられて
 天皇の大御自大御手以て朝夕の大御饌を供奉らせ給ふ伊勢大神宮
 を始め奉りて天社國社の皇神等を申せり然れども天社國社の悉を
 迎參らせらるべくも非れば皇祖天神のみ其齋殿には齋奉らせ給
 ひて自餘は卯日平明に幣帛を頒たせ給ひ殊に止事なきは神祇令に
 仲冬上卯相嘗祭とありてそれにも祭られさせ給ふこと猶大神宮に
 九月神嘗祭を別に奉らせ給ふが如くなり偕爰に相嘗といふ皇神等
 は式に卯日平明神祇官班幣帛於諸神とあり大嘗宮の齋殿の勸請奉
 らせ給ふ天照坐皇大御神を始め奉りて皇祖天神は申すも更なり其

社々につきて令祭玉ふも皇孫命の新嘗聞食む爲の故に奉祭給へる
 なれば共に相嘗と申すべく又大嘗祭詞に天社國社とあれば所在國
 中の神々迄係る事也神祇分に凡天皇即位總祭天神地祇とある即此
 大嘗祭なるなりとあるにて皇神のことと知られたるなるべし千秋
 五百秋のことにつきて又同書に上にあるに照應へるなりと相嘗
 のことは同書に相は相共にといふ意なり鈴屋大人説に相嘗と阿比
 爾閉と訓むべし爾閉を牟倍と唱るは後世の音便に類れたる唱へな
 り大嘗も大爾閉なるを大牟倍と云と同じ此相嘗は天皇と相伴に新
 饗し奉る意の名にて俗に謂ゆる相伴の意ばへなりと云はれたる如
 く天皇の大嘗聞食す御賀事に就て皇神等を相嘗に祭らせ給ふなり
 皇神等母とある母の辭に深く心を着くべくなんとある如く母の宇
 は物の並列するとき用ゐる辭なる故に天皇もさこしめし神もさ
 こしめすといふにて共にさこしめすを以て相嘗とといふなりここ

に相伴とあるは同意なり○相宇豆乃比奉利堅磐常磐仁齋奉利氏伊賀
 志御世仁榮志米奉利 相諾合奉り堅き磐の如く常磐の如く變りなく
 齋き奉りて嚴御世に榮えしめ奉りといふ意講義に此句下なる與天
 地日月云云にわたる語なりとさもあるべし○自康治元年始此與天
 地日月共照志明其志御坐事仁 近衛天皇の康治元年より始て天地月
 日と共に照し明らし御坐事にといふ意これ天壤無窮に照し明らし
 給えんといはんが如し○本末不傾茂槍乃中執持 本なり末なり
 に傾ず嚴槍の真中を執り持ちてといふ意これ即ち神と天皇との御
 中をよきに執りもつといふ義なり講義に延喜奏覽中臣本系帳に高
 天原初而皇神之御中皇御孫之御中執持伊賀志梓不傾本末中良布留
 人稱之中臣者とあり本末不傾とは本と本系帳に所謂皇神等なり
 末とは皇孫命を申せり其皇神等の事依し奉り玉へりし壽詞を稱辭
 竟定奉りて皇神の大御命にも皇孫命の大御業にもつゆ違ふ事無く

御中執持て仕奉るをいふなり云云棒と本末ともに太からず細からず平に作るか故に其中間を執れば本に傾ず末に倚らず此を以て中執持といへりとあるが如く本末にかたよらず中央をとるといふことにて神と皇孫との中をとることなりまた中執持につきて講義に皇神と皇孫命との御中を執持て祭主と成て大嘗を始めて凡ての神事に仕奉るが故に中臣は俗に云ふ亭主役の如き者なるを茂槍の中を執握て本末を傾ざる由なり鎌足公傳に其先出自天兒屋命世掌天地之祭相和人神仍命其氏曰中臣とある相和人神とは神と君との御間を相和す事なりされば鈴屋大人のの中臣は中執臣なりと云はれたるなむ實に謂れたるとある如く姓の中臣はその職より出たるなり故に中を執る人といふべし○奉仕留中臣祭主正四位上行神祇大副大中臣朝臣清親壽詞遠稱辭定奉久止申 中を執り持ちて仕へ奉る中臣祭主正四位上行神祇大副大中臣の清親壽詞を稱へ辭定め奉る

と申すといふ意中臣は姓に非ず此は職の中臣をいふなり詳なることは職原抄講義を見るべし祭主に於けるも又講義を見るべし講義に此詞の上に天兒屋命皇御孫命の御前に奉りてと有て高千穂宮の大嘗の大御政は其神の祭主となりて仕奉給ひし例の任に中臣氏の其職に仕奉らるゝ事なるが故に祭主とは云りと見ゆたり行とは講義に官位令によるに神祇大副は從五位相當なり然るを位高く官卑きか故に行とは云り選叙令に凡任内外文武官本位有高下者若職事卑爲行高爲守とある如しと見ゆる如く位高く官卑きを以て行と書きしなり清親は講義に二所大神官例文祭主次第に右大臣正二位神祇伯大中臣朝臣清麻呂公の末孫祭主永頼の末孫神祇大副輔清の一男にて保延四年十二月二十九日神祇大副に任たる由見えたる此人なりとあれば其裔は知られたり○以上擧ぐる所の條は天皇に申上る詞にて是より以下は御前に侍ふ人に宣る辭別の文なり講義にも

かくいはれたり左様に思ひ辨ふべし

又申久。天皇朝廷仁奉仕留親王等王等諸臣百官
人等。天下四方國乃百姓諸諸集侍氏。見食倍尊食
倍歡食倍聞食倍天皇朝廷仁茂世仁。八桑枝乃立
榮奉仕留倍支。禱乎所聞食止。恐美恐美毛申給波久止申。

又申久天皇朝廷仁奉仕留親王等王等諸臣百官人等 又申す天皇が
朝庭に仕へ奉れる親王王諸臣百官人等のといふ意又申すとは講義
に上に天皇に奏上る詞の終たる故に其所句切と成て此よりは別章
にて祝詞に辭別とあるに同じ所なるが故に又申久と云起したるに
て此より以下に其に侍らふ人々に聞ゆるなりとあるが如し仕奉と
は講義に常に朝廷に仕奉る臣下など云とは軽くして此大嘗會を行
えるゝに就て其行事に預りて御許に仕奉るといふ意味なりといは

れたるはさらなり○天下四方國乃百姓諸々集侍氏 天下四方國の
百姓もろもろ齋場に集り居てといふ意講義に別に百姓を宴に召さ
るゝにては無れども悠紀主基に仕奉る國郡司以下雜色人は更なり
常にも國々より在京して仕奉る官人及諸司の下司にも召されて仕
奉る良民をも合せて廣く云るなりとさもあるべし○見食倍尊食倍
歡食倍聞食倍天皇朝廷仁茂世仁 見給へ尊み給へ歡び給へ聞き給
へと天皇が朝廷に嚴御世にといふ意講義に食倍は給へといふ崇詞
なり此食字物を食ふ事をたぶると云る其給字の意なる故に常に用
ゐるが故に借て書るあり見給に大嘗齋庭に持齋はり參來て持恐み
恐みも清まはりに仕奉などあるを云ふなり尊給は皇孫命の大嘗聞
食す由をいふ歡給は事の取具たるを歡べるなり聞給と天皇に奏す
壽詞を百官にも宣聞ゆればなりとあるを以て見尊歡聞の四字の由
來を知らるゝなり○八桑枝乃立榮奉仕留倍支禱乎所聞食止恐美恐美毛

申給波久止申 彌木生の如く立ち榮え仕へ奉るべき中臣の壽詞をさ
 こしめせと恐み恐みも申し給ふと申すといふ意八桑枝のことは春
 日祭の條に解きたるを合せ見るべし立榮とは講義に天皇朝廷に中
 臣の仕奉るをいふとあると同意なり所聞食は講義に親王以下の人
 々に禱言を聞給へとなり玉勝間に一本に稱辭竟奉久とあり此も惡
 からすと云れたれども天皇にこそは壽詞を稱辭定奉と申せれ自餘
 人等に稱辭竟奉と云事あるべくもあらねば聞食とある方叶ひて覺
 ゆとある如くさこしめせとあるかた穩かならんかし恐々として講義
 に辭別の文ながら天神壽詞に引續けて天皇の大御前にて申す故に
 深く恐み恐みも申すとなりといはれたるが如し臣下に向て恐み恐
 みと申すことはなしこれ神或は天皇に對てし稱ふる語なりと知る
 べし

祝詞式講義下卷終

明治二十七年四月八日出版
 明治二十八年十月二十五日版權讓行
 同二十九年二月二十五日再版發行

東京市下谷區花園町五番地

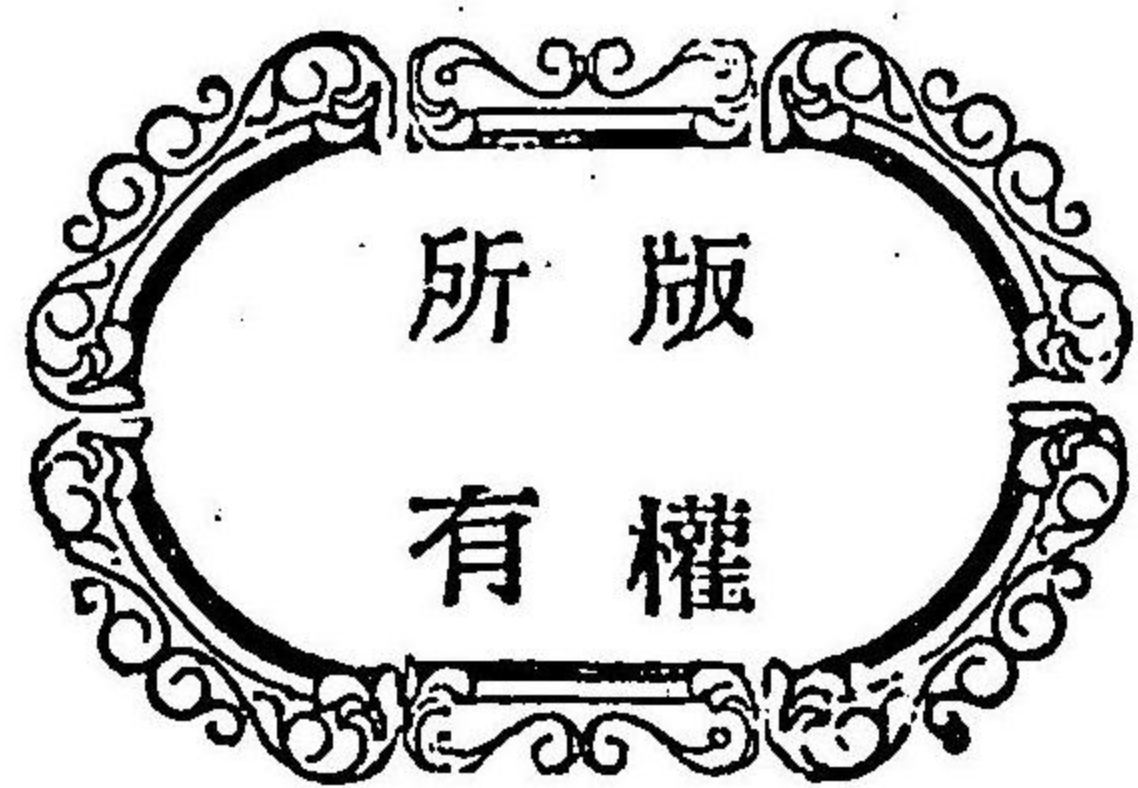
著者 大久保初雄

大阪市東區博勞町四丁目百九番屋敷

發行者 中川勤助

大阪市西區鞆下通一丁目
四十八番屋敷

印刷者 瀬戸清次郎



版權所有

國學及歌學書目

文學博士小中村清矩大人序○帝國大學卒業大久保初雄先生著

●職原鈔講義 全二冊 洋裝帙入 正價金四拾五錢 郵稅拾四錢

中山繁樹先生訓點

●神代卷 和全二冊 本 正價金拾八錢 郵稅四錢

本居宣長大人著

●詞玉の緒 和全七冊 本 正價金五拾五錢 郵稅拾四錢

同著

●天爾遠波飛母鏡 折壹冊 本 正價金貳三錢 郵稅貳錢

本居春庭大人著

●詞のやちまた 和二冊 本 正價金拾五錢 郵稅四錢

本居春庭大人著○渡邊弘人註釋

●詞のやちまた語釋 洋一冊 裝 正價金拾八錢 郵稅六錢

萩原廣道先生編

●詠歌心の種 和二冊 本 正價金貳拾貳錢 郵稅四錢

文部省編輯

●語彙別記活語指掌 和二冊 本 正價金八錢 郵稅四錢

昭和十九年五月十一日
小牧安久 敬

